

○総務省令第四十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

〔削る〕

(SIMロック解除状況報告)

第十条 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した移動端末設備の種類数、毎四半期内のSIMロック(特定のSIMカード(携帯電話を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をいう。以下同じ。))を取り付けた場合のみ移動端末設備が動作する設定をいう。以下同じ。))を設定する種別の移動端末設備の販売台数及び毎四半期内にSIMロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第十条 〔略〕

第十一条 〔略〕

〔削る〕

第十一条 〔同上〕

第十二条 〔同上〕

様式第30 (第10条関係)

SIMロック解除状況報告		年	月	日から
		年	月	日まで
		事業者名		
発売した移動端末設備の種類数	()			
SIMロックが設定されていないもの	()			
SIMロックの解除に対応しているもの	()			
SIMロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数	()			
SIMロックを解除した数	()			
移動端末設備の販売に際して行ったもの	()			
求めに応じて行ったもの	()			
自らの判断により行ったもの	()			
移動端末設備の販売後に行ったもの	()			
求めに応じて行ったもの	()			
自らの判断により行ったもの	()			
参考事項				

注1 括弧内には、スマートフォンに係る数を記載すること。
 2 「発売した移動端末設備の種類数」の項には、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話に係る移動端末設備の種類数を記載すること。

	<p>3 「SIMロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数」及び「SIMロックを解除した数」の項には、当該移動端末設備の販売に際した移動電気通信役務の提供に関する契約の有無にかかわらず、携帯電話に係る移動端末設備について記載すること。</p> <p>4 「SIMロックが設定されていないもの」の項については、発売時からSIMロックが設定されていないものを記載すること。</p> <p>5 「SIMロックを解除した数」の項については、電気通信事業者が利用者から譲り受けることにより入手した移動端末設備に係るものは含めないものとする。</p> <p>6 「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「SIMロックが設定されていないもの」及び「SIMロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。</p> <p>7 SIMロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。</p> <p>8 注6及び注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。